

第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画（案） に対するパブリックコメント結果

- (1) 案件名 第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画（案）
(2) 募集期間 令和7年12月25日（木）から令和8年1月25日（日）まで
(3) 意見提出者 5名
(4) 意見の数 8件
(5) 意見への対応内訳

対応区分	件数
計画に追加又は修正するもの（追加・修正）	0件
計画に趣旨を記載済みのもの（趣旨記載）	5件
計画の実施段階で参考とするもの（参考）	1件
その他	2件
合計	8件

整理番号	ご意見の概要	対応	ご意見に対する考え方
1	<p>本文だけでも97ページとなる量の多さに驚いた。それぞれの取組が実現推進されるとひとりひとりが大切にされると思う。日々の積み重ね、そして、研修した内容が身につけてこそ、実現につながると思う。完成・ゴールということは無いだろうし啓発活動は続けることが大切だと思う。</p>	その他	<p>本市では、京田辺市人権教育・啓発推進計画に基づき、学校、地域、家庭、職域など、生涯を通じたあらゆる場面で、市民が幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう積極的に啓発活動等を行ってまいりました。</p> <p>引き続き、人権教育・啓発の取組を推進してまいります。</p>
2	<p>第3章 人権問題の現状等（分野別施策の推進）について</p> <p>現在の子供達は、小学生から自分のスマホを持っていたり授業でパソコンを使ったりしています。一方で、ネット依存やネットいじめ、性犯罪被害などが生じていて、子供のめぐるインターネット利用は今大きな社会問題となっています。このことから、分野別施策の推進の中の「こどもの人権問題」として、「現状と課題」と「施策の方向」の中でやはり触れるべきと考えます。</p>	趣旨記載	<p>近年のスマートフォンの普及を背景として、インターネット上の人権侵害については、こどもを含めたあらゆる世代において、SNS上のいじめや誹謗中傷等、深刻な問題となっています。</p> <p>本計画におきましては、第3章「人権問題の現状等（分野別施策の推進）」第10節「インターネット上での人権問題」として、家庭や地域でのインターネットの適切な利用について教育・啓発を推進するとともに、第3節「こどもの人権問題」においては、いじめ、非行、体罰、不登校等への対策として、いじめ等の早期発見・早期対応に取り組み、特にインターネットやSNSでのいじめについては学校ネットパトロールの取組やフィルタリングサービスの利用啓発など、加害者にも被害者にもならないための教育啓発等を推進してまいります。</p>

3	<p>計画の各分野別施策の推進を【これまでの取組】【現状と課題】【施策の方向】の3つの切り口で組み立てられていますが、それぞれの内容は一定理解できるものの若干、整合不足を感じる。例えば「現状と課題」の特に課題においては、これまでの取組の何が足りなくてこういうところが問題になっており、こうした部分に課題がある。今後はこうした部分の改善や力点をおいた取り組みが必要である。というような基調で組み立てる方が、これまでの施策評価の結果をどのように生かされたのかがより分かりやすく、説得力がある。これまでの取組の上に現状と課題があるので、そこを明確にしないと現状と課題が生きてこないのではないか。</p>	趣旨記載	<p>これまでから本計画に掲げる施策を効果的に実施するため、第3章の「社会における様々な人権問題」に対する各施策の事業について毎年度、具体的事業・イベント等別に達成度等の指標を設定し、実施計画を策定するとともに、当該指標に基づく前年度実績評価を行うことで進行管理を行い、その結果をホームページに掲載しているところです。</p> <p>また、本計画の策定にあたっては、市民の人権についての意識や理解の現状を把握するため意識調査を実施しております。</p> <p>本計画は、各施策の実行状況及び意識調査の結果等に基づき策定しており、今後も、「人権尊重の精神が自然と身に付くことを目的とする教育活動」及び「市民の間に人権尊重の理念を普及させ、市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」を引き続き推進してまいります。</p>
4	<p>各分野別施策の取り組みについても、日常生活の中で人権意識を高めるという視点から、例えば地域・学校・職場別に、あるいは人権に対する考え方に世代間ギャップがあることを考えれば幼年期・若年期・壮年期・老年期を切り口にして、その切り口に対応した施策を組み立てた方が一般市民には理解しやすいのではないか。</p>	趣旨記載	<p>本市の人権問題に対する取組については、第4章にて、市民一人ひとりが、様々な場面や機会において、多面的に人権尊重の理念に関する理解を深めることができるよう、総合的な人権教育・啓発の推進を行うこととしています。</p> <p>分野別施策の推進にあたりましては、社会における様々な人権問題について、学校、地域、家庭、職場など、あらゆる場面で人権教育・啓発の推進とその課題に対応する取組を推進することで、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、人権意識を高めていけるよう、引き続きライフステージに応じた人権に関する学習機会の提供に努めているところです。</p>

5	<p>今回あげられている多くの分野別施策の中から京田辺市にとって特に推進すべき施策や重要な課題を抽出して、それらに特化した、より具体的な施策の方向付けや取り組み策を取り上げた事項があってもいいのではないか。</p>	趣旨記載	<p>本計画における人権問題は、特定の分野に限らずすべての人に関わる基本的な課題であり、第3章の「社会における様々な人権問題」に対し、分野ごとの人権課題について、分け隔てなく総合的に教育・啓発し推進していくこととしています。</p>
6	<p>さらに本計画の推進主体となるのは市民であっても、市民への意識付けを担うのは行政であり、市役所職員の役割は非常に重要である。本計画第5章には「市の各所属が施策の実施状況を取りまとめ、その結果を今後の施策に適正に反映」とは書かれてはいるが、全庁的に推進するためには、少なくとも各部署が取り組むべき主な施策目標を設定（明確に）し、開示すべきである。総花的、場当たりの施策目標では適格な進行管理は困難であり、推進本部機能も十分に発揮できないのではないかと考える。国や京都府などの上位機関の計画や従前の本計画との整合性を図ることは理解できるが、やはり京田辺市の計画であることを考えるとこれまでの実績をふまえた、確実に推進できる独自感のある計画が求められるのではないか。</p>	趣旨記載	<p>本計画における各所属の取組につきましては、第5章第3節「計画に基づく施策の点検」に基づき、事業計画を取りまとめた「実施計画」を年度ごとに策定し、事業を実施した後に、「実施報告」として取りまとめ、その結果を以降の施策に反映できるよう、点検、評価、見直しを行っているところです。</p> <p>なお、事業計画及び事業実績等につきましては、毎年度、市ホームページにて公表しております。</p> <p>また、本計画につきましては、前計画において培ってきた人権施策を継承したうえで、新たに実施した市民意識調査の結果も反映させて策定しているところです。</p>

7	<p>京都府内の他の計画とのバランスについて</p> <p>京田辺市の計画のパブリックコメントと同じ期間に京都府や宇治市も人権関係計画のパブリックコメントをされていましたね。各市の特色などがあると思いますが、同じ府内の計画なので概ね同じ方向を見て行動できるよう、他の自治体ともバランスをとって計画を作成されたらいいのではないかと思います。</p>	参考	<p>本計画につきましては、国際的な人権尊重の流れや国内の動向のほか、京都府の計画内容も踏まえたうえで、前計画で培ってきた人権施策を継承し、新たに実施した市民意識調査の結果を基礎資料として策定したところです。</p>
8	<p>人権問題 について</p> <p>表向きでは、法律等で守られているが実際では、あらゆる情報がビジネスになっているように思われます。摘発には、逆に、プライバシーの侵害等で人権が守られているのか疑問に思われます。厳罰を望みます。</p>	その他	<p>人権侵害に関わる法的な取扱いにつきましては、法務省の所管となり、京都地方法務局が管轄しているところです。</p> <p>本市におきましては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、すべての市民の人権が尊重されるまちづくりの実現を目指し、本計画に基づく人権教育・啓発推進に引き続き取り組んでまいります。</p>

問い合わせ先 人権啓発推進課

電 話 0774-64-1336

Eメール jinken@city.kyotanabe.lg.jp